

速度取締り指針

令和8年7月
宇部警察署

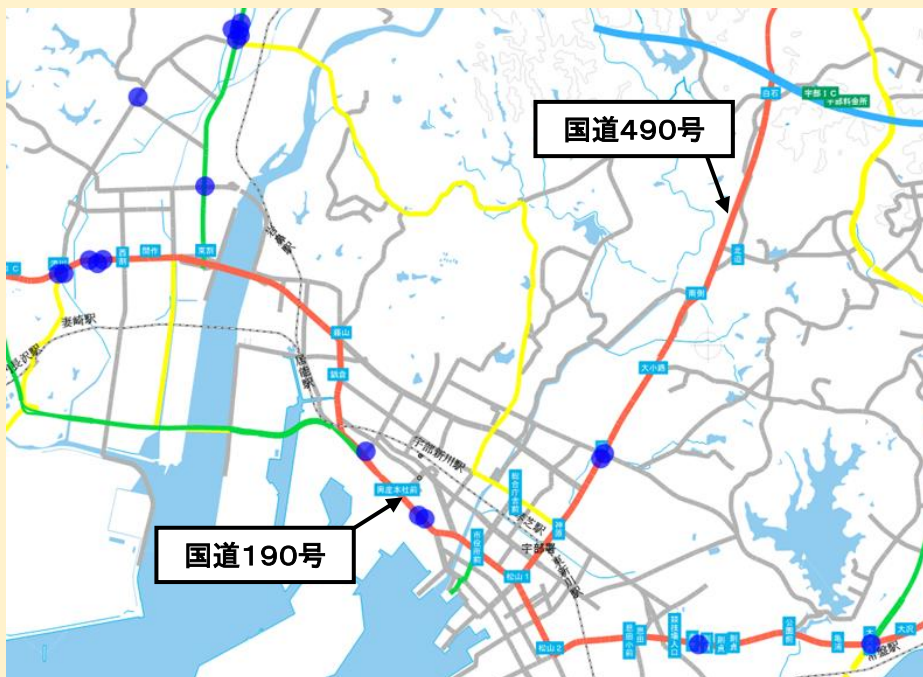
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道190号	7:00 ~ 20:00	厚南～東岐波地区	60km/h
国道490号	7:00 ~ 18:00	上宇部～荒瀬・小野地区	50・60km/h
県道山口宇部線	8:00 ~ 20:00	西岐波・東岐波地区	60km/h
県道宇部空港線及び市道	7:00 ~ 18:00	大沢西交差点～明神町	60km/h (市道 50km/h)

- 国道190号で人身事故が多発していることから、取締りを強化します。
- 県道山口宇部線は、自動車専用道路からつながる道路のため速度超過車両が多い傾向があり、重大事故が発生する可能性が高いため、同路線での取締りを強化します。
- 県道宇部空港線及び付近市道は、空港や大型店舗が所在するため通行量が多いほか、昨年交通死亡事故が発生していることから、取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果（令和8年1月～6月）



※ ● : 交通事故多発エリア

- 令和8年上半期は交通死亡事故が1件発生し、負傷者は142人となっています。
- 人身事故の発生件数は131件で、そのうち国道での発生が31件でした。
- 交通事故多発エリアは国道190号、国道490号、厚南地区に見られます。

【抽出条件】

- ・ 交通事故：令和7年～令和8年上半期（私道と駐車場を除く。物損事故は令和8年を除く。）
- ・ 交通事故多発エリア：半径100m以内で18件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 横断歩道上で歩行者が被害に遭う交通事故が後を絶たないため、横断歩行者妨害の取締りを強化します。
- 通学時間帯の通行禁止違反や交差点関連違反の取締りを強化します。